

福井市公衆街路灯（防犯灯）電気料金補助要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、夜間における犯罪を防止し、市民の通行安全を図り、明るい町づくりを推進するために設置された公衆街路灯の電気料金に対し補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「公衆街路灯」とは、電力事業者の電気供給規程に規定する公衆のために道路、橋、公園その他これらに類する場所に照明用として、自治会、自治会に準ずるもの又は連合自治会（以下「補助対象者」という。）が設置した電灯をいう。

（対象）

第3条 補助金は、補助交付年度において公衆街路灯の電気料金を負担している補助対象者に対して支払う。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、公衆街路灯の年間電気料金の100分の45以内の額に相当する額を限度とし、予算の範囲内の額とする。

2 年間電気料金は、補助対象者が負担した補助交付年度の6月分の公衆街路灯の電気料金（以下「6月分電気料」という。）の額に12を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、6月分電気料について、それぞれ当該各号のとおり取り扱う。

(1) 不可抗力等により割引があったときは、割引前の電気料金で

算定する。

(2) 月の途中で契約変更があったときは、変更後の電気料金で算定する。

3 補助交付年度中に、消費税率の変更がある場合は、前項の額に消費税率変更による額の増減を考慮したものを年間電気料金とする。

4 第1項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 第3条に規定する補助金の申請は、公衆街路灯補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、6月分電気料の領収書又はその写し若しくは通帳の写し(6月分電気料が記載されているページ)を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 補助金の交付の決定及び額の確定通知は、様式第2号によるものとする。

(補助金の請求)

第7条 規則第14条に規定する請求書は、請求書(様式第3号)によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成元年度の補助金の額は、次の各号に掲げる公衆街路灯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額の100分の30以内の額に相当する額とする。

(1) 定額灯 補助対象者が負担した平成元年度の6月分の公衆街路灯の電気料金（定額灯に係るものに限る。）の額に6を乗じて得た額

(2) 従量灯 補助対象者が負担した平成元年度の4月分から同年度の9月分までの公衆街路灯の電気料金（従量灯に係るものに限る。）の額

(失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(令和5年度分の補助金に関する特例)

- 4 令和5年度分の補助金については、第4条及び第5条中「6月分」とあるのは「7月分」と読み替えてこれらの規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の改正後の規定は、平成2年10月1日以降の電気料について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の改正後の規定は、平成3年10月1日以降の電

気料について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の改正後の規定は、平成 4 年 1 0 月 1 日以降の電気料について適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 2 6 日から施行し、改正後の福井市公衆街路灯（防犯灯）電気料金補助要綱の規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行し、改正後の福井市公衆街路灯（防犯灯）電気料金補助要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。